

令和 6 年9月

保 護 者 各 位

岩出市教育委員会

令和6年10月から令和7年3月までの学校給食費について

平素は、岩出市の学校給食にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記について、本市では、子育て世帯における経済的負担を軽減するため、和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金を活用し、岩出市立小中学校における学校給食費の無償化を下記のとおり実施します。

記

- ①期 間 令和6年10月から令和7年3月まで
- ②対 象 岩出市立小中学校に就学する児童生徒の学校給食費(生活保護・就学援助認定(学校給食費補助あり)世帯を除く)
※生活保護・就学援助対象世帯は、各制度から扶助されます。
- ③口座登録 令和6年10月から令和7年3月までの期間であるため、口座登録は従来どおり必要となります。
- ④そ の 他 (1)和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金の活用にあたり、保護者の皆様のお手続きはありません。
(2)令和6年9月末までの学校給食費を精算し、後日通知のうえ、10月10日に口座振替します。
※ 学校給食費が遡及して変更になった場合等や個別の変更については、その都度精算します。

●学校給食費を滞納されている方は、下記担当までご連絡のうえ、必ず納付してください。

問い合わせ先:岩出市教育委員会 教育総務課

電話番号: 0736-62-2141 (内線)277・278